

新型コロナウイルス感染症疑い患者発生時対応フロー (2020.4.2 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課)

相談の目安

1. 風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上（高齢者や基礎疾患等のある方は2日程度）続いている。
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

受診

※患者へ帰国者・接触者相談センターへの電話を案内する。

電話

一般医療機関

患者が疑い例の定義(ア)~(ウ)に合致する

患者が疑い例の定義(エ)に合致する可能性がある

保健所と協議

合致 合致しない

当該医療機関で診療

帰国者・接触者相談センター（疑い例の定義によるスクリーニング）

県庁健康医療福祉部薬務感染症対策課 滋賀県各保健所に設置

疑い例の定義

(ア) 発熱または呼吸器症状 + 確定したものと濃厚接触(接触者経過観察中)

(イ) 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状 + 発症から2週間以内に流行地域(※下記参照)に渡航または居住していた又は流行地域に渡航または居住していた者と濃厚接触がある。

(ウ) 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状 + 入院を要する肺炎が疑われる。

(エ) 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う。

疑い例の定義

(+)

(-)

※①

一般医療機関の受診勧奨

インフルエンザ等他疾患の診断

特定の感染症と診断できない

他疾患と診断

一般医療機関
症状増悪時等

帰国者・接触者相談センターへ電話相談

保健所 ※③

帰国者・接触者外来

(確定診断と入院管理)

滋賀県が指定した医療機関

発生届

検体採取

新型コロナウイルス検査 ※④

(+)

(-)

感染症病棟

一般病棟

必要な検体

・ 上気道由来検体(咽頭ぬぐい液)

・ 下気道由来検体(喀痰)

※検体容器がない場合は保健所へ連絡する。

【帰国者・接触者相談センター】

(薬務感染症対策課、滋賀県各保健所)

※① 定義に合致した患者について下へ連絡する。

- ・ 薬務感染症対策課および関係する保健所
- ・ 帰国者・接触者外来 (関係する保健所より連絡)

【帰国者・接触者外来】

※② 保健所へ検査実施もしくは他疾患であること等について連絡する。

※④ 検査結果により治療方針決定

【保健所】

※③ 下へ検査実施を連絡する。

- ・ 薬務 感染症対策課
- ・ 衛生科学センター

【ア】 アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ 【イ】 イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア 【エ】 英国、エクアドル、エジプト、エストニア
【オ】 オーストラリア、オーストリア、オランダ 【カ】 カナダ、韓国 【キ】 北マケドニア、キプロス、ギリシャ 【ク】 クロアチア 【コ】 コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、
【サ】 サンマリノ 【シ】 シンガポール 【ス】 スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア 【セ】 セルビア 【タ】 タイ、台湾 【チ】 チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ
【テ】 デンマーク 【ト】 ドイツ、ドミニカ国、トルコ 【ニ】 ニュージーランド
【ノ】 ノルウェー 【ハ】 パチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン 【フ】 フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ 【ヘ】 米国、ベトナム、ベルギー
【ホ】 ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド 【マ】 マルタ、マレーシア 【モ】 モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス 【ラ】 ラトビア
【リ】 リトアニア、リヒテンシュタイン 【ル】 ルクセンブルク及びルーマニア

■ 患者が帰国者・接触者相談センターへ電話した場合

1. 患者が「帰国者・接触者相談センター（保健所・県庁）」へ電話する。
2. 「帰国者・接触者相談センター」は疑い例の定義に合致することを確認する。
3. 定義に合致する場合は、「帰国者・接触者相談センター（保健所）※」は、「帰国者・接触者外来」に連絡し、受診調整を行う。定義に合致しない場合は、新型コロナウイルス感染症以外の疾患である可能性が高いので、一般医療機関の受診を勧奨する。※「帰国者・接触者相談センター（県庁）」は、定期に合致する場合は、関係保健所へ連絡し受診調整を依頼する。
4. 「帰国者・接触者相談センター（保健所）」は、患者に「帰国者・接触者外来」の受診方法を伝える。
5. 「帰国者・接触者外来」は、当該患者の診察・検査等を行い、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、疑似症の発生届を管轄の保健所に提出するとともに必要な検体を確保する。

■ 患者が一般医療機関を受診した場合

1. 患者が一般医療機関を受診
2. 問診等により新型コロナウイルス感染症を強く疑う
3. 一般医療機関の医師が「帰国者・接触者相談センター」と強く疑う根拠等について協議
4. 「帰国者・接触者外来」の受診の必要を認めた場合、一般医療機関の医師は、診断結果（新型コロナウイルス感染症疑い）を伝え、当該患者に「帰国者・接触者相談センター」に連絡するように伝える。
5. 「帰国者・接触者外来」の受診の必要がなかった場合は、一般医療機関で診療を行う。
6. 患者は「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、受診に必要な内容を伝える。
7. 「帰国者・接触者相談センター」は、「帰国者・接触者外来」に連絡し、受診調整を行う。
8. 「帰国者・接触者相談センター」は、患者に「帰国者・接触者外来」の受診方法を伝える。
9. 「帰国者・接触者外来」は、当該患者の診察・検査等を行い、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、疑似症の発生届を管轄の保健所に提出するとともに必要な検体を確保する。